

議案第150号

さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成23年11月30日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

さいたま市建築等関係事務手数料条例（平成13年さいたま市条例第73号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務の種類	手数料の額	事務の種類	手数料の額
1～57 [略]		1～57 [略]	
58 租税特別措置法施行令第25条の4第2項の規定による特定民間再開発事業認定の申請に対する審査	[略]	58 租税特別措置法施行令第25条の4第2項又は第39条の7第9項の規定による特定民間再開発事業認定の申請に対する審査	[略]
59 租税特別措置法施行令第25条の4第16項の規定による地区外転出事情認定の申請に対する審査	[略]	59 租税特別措置法施行令第25条の4第16項又は第39条の7第11項の規定による地区外転出事情認定の申請に対する審査	[略]
60～67 [略]		60～67 [略]	
[略]		[略]	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。